

# 小山工業高等専門学校教育研究推進委員会規程

制 定 平成 2 2 年 4 月 1 日

## (目的)

第 1 条 小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、本校における教育研究活動の一層の推進を図り、もって本校の教育研究水準の向上に資するため、小山工業高等専門学校教育研究推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## (審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 教育研究活動の基本的施策に関すること。
- 二 地域社会等との共同研究の基本的施策に関すること。
- 三 外部資金獲得に関する基本的施策に関すること。
- 四 その他本校における教育研究活動の基本的施策に関すること。

## (組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長(総務主事)
- 二 副校長(教務主事)
- 三 校長が必要と認める者 若干名

2 前項第 3 号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

## (委員長等)

第 4 条 委員会に委員長を置き、副校長(総務主事)をもって充てる。

- 2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、副校長(教務主事)をもって充てる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、関係教職員を委員会に出席させることができる。

## (専門委員会)

第 5 条 委員会に、専門の事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## (事務)

第 6 条 委員会に関する事務は、総務課が行う。

## 附 則

- 1 . この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 . 小山工業高等専門学校教育研究支援委員会規程(平成 1 6 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。